

原発連事務局短信 第 1190 号 2022 年 6 月 19 日

原発問題全道連絡会 事務局発行 Tel:011-777-1060、e-mail:genpaturen@gmail.com

最高裁 一 国の責任認めない不当判決！

一福島第一原発事故 4 訴訟で、裁判官 4 人中、反対意見 1 人一

東電の福島第一原発事故で避難した住民らが、国に損害賠償を求めた 4 つの訴訟（下記*参照）について最高裁（菅野博之裁判長）は 6 月 17 日、3・11 地震津波は想定外の規模だったとして国の責任を免罪する不当判決を言い渡しました。菅野博之裁判長は、国の機関が 2002 年に公表した地震予測「長期評価」に基づく津波対策を、経済産業相が東電にとらせたとしても、「同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできない」として、国の損害賠償責任を免罪するものです。しかし実際には経産相は、東電に国の地震予測「長期評価」に関し、何らの津波対策も取らせなかったこと自体が重大な過失であり、東電も何らの対策も講じなかったことから重大事故を招いたのです。こうした国の責任を免罪する不当判決は、到底受け入れることはできないものです。今回の判決は、裁判官 4 人のうち 3 人の多数意見で、1 人の反対意見がつけました。原告側弁護団が「受け入れるわけにはいかない」と批判しましたが、当然のことです。（*）今回の判決は、福島生業訴訟、群馬、千葉、愛媛各県の避難者計約 3700 人が起こした 4 訴訟について、発の最高裁による統一判断です。

最高裁判断：国が津波対策を義務づけた場合、東電が防潮堤等を設置した可能性は高いが、防潮堤だけでは同様の事故発生の可能性は相当ある

判決はまず、経産相が長期評価による津波対策を義務付けた場合、東電が試算に基づいて防潮堤等を設置する可能性が高いと指摘。同時に、他の対策が講じられなければならなかったということはできないとし、建屋への浸水を防ぐ水密化の措置を講じるべきだったとする原告の主張を退け、そのうえで、防潮堤だけでは、「同様の事故が発生する可能性が相当にある」と結論づけ、国の損害賠償責任を認めないとしたものです。しかし、原発が事故を起こせば、重大惨事を招くことは予想できることであり、他の対策、例えば建屋への水密化などの対策を講じるべきだったという原告の主張を退けたことも、最高裁の判断としては許されないことです。

国の責任を免罪する不当判決は許せない！最高裁前で怒りの声

最高裁前では、支援者らが「不当判決を許すな」「怒りを終わらせてはならない」とコール。「生業を返せ！地域を返せ！」福島原発訴訟の中島孝原告団長（66）は、「これでもかというくらい無責任な判決だ」と批判。「原発事故の放射能に追われ、怖さにおびえ、あてもなく避難し、避難の手立てが見つからず福島にとどまり生きる苦難を一身に背負った。ここでそれを切り替える判決を期待していたが、これでは事故を繰り返すと思う。絶対に許せないし、たたかいは終わらない」と表明。群馬避難者訴訟の原告・丹治杉江さん（65）は、「事故から 11 年、国と東電の責任を追及し、被災者一人一人の実態に見合った救済を進めてほしいと裁判所に期待していたのに、こんな判断が出るとは思わなかった。原発はもう動かさせない。国は責任を取らないのですから」と批判。

反対意見の三浦守裁判官の意見「安全上の余裕を考慮した想定が必要だ」

ただ 1 人最高裁判決で国の責任を認めた三浦守裁判官は「長年にわたり重大な危険を看過した。周辺住民の生存にかかわる安全規制がないがしろにされた」「津波地震を予測した政府機関の「長期評価」公表から 1 年後の 2003 年 7 月頃には事故を予見できた」「予測困難な自然現象で、安全上の余裕を考慮した想定が必要だ」「多重的な防護の必要性が高かった」「にもかかわらず、東電と国は適切な検討をしなかった」「周辺住民の生存にかかわる安全規制がないがしろにされた」「国が東電に規制権限を行使していれば事故は発生しなかったと判断し国の責任を認めた」「原子力安全・保安院が真摯な検討を行っていれば、事故を回避できた可能性が高い」と主張しています。（「しんぶん赤旗」6 月 118、19 日から）